

告 示

埼玉県告示第百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

（変更後）ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外未定

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十七年九月九日外

ニ 届出年月日

平成二十九年一月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年六月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年六月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課